証券コード　9425
平成29年７月11日

株　主　各　位

大阪市北区天満橋一丁目８番30号
ＯＡＰタワー９階
日本テレホン株式会社
代表取締役社長　高　山　守　男

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年７月26日（水曜日）午後５時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年７月27日（木曜日）午前10時
２．場　　所　　大阪市北区天満橋一丁目８番30号
　　ＯＡＰタワー24階　Ａ・Ｂ会議室
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項　第29期（平成28年５月１日から平成29年４月30日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　取締役５名選任の件
　　第２号議案　監査役２名選任の件
　　第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
２．株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.n-tel.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成28年５月１日
至　平成29年４月30日）

１．会社の現況に関する事項

(1)　事業の経過およびその成果

当事業年度（平成28年５月１日から平成29年４月30日まで）におけるわが国経済は、政府の経済政策により、企業収益や雇用状勢は緩やかな回復基調にある一方、中国を始めとするアジア新興国の経済成長の減速や、英国のＥＵ離脱、加えて米国新政権の政策動向に対する懸念などから、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

当社の主な事業分野である移動体通信分野におきましては、総務省による「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」制定により、過度な顧客優遇による販売競争は沈静化したものの、低価格で通信サービスを提供する「ＭＶＮＯ（注１）」事業者の台頭もあり、新規顧客の獲得競争が一段と激しさを増す中で、物販や電気等通信以外のサービスを提供することにより集客力を高め、差別化を図っております。

また、中古携帯電話機「エコたん（注２）」の販売を主とするリユース関連事業分野におきましては、認知度の高まりと共に中古携帯市場は着実に拡大しているものの、販売・買取事業者の増加に伴う中古携帯電話機の販売競争や調達価格の高騰等、同分野での競争は激しさを増しております。

このような事業環境の中、当社の主力事業である移動体通信関連事業におきましては、携帯電話の販売とあわせて、光回線の獲得やアクセサリー等の付帯商品の販売に注力したものの、総務省による「実質０円」販売の廃止等の影響により販売台数・単価の下落が激しく、格安スマホ等の販売を強化し売上高および収益面の改善を図りましたが、販売台数・単価の下落を補うまでには至らず、厳しい状況で推移いたしました。

中古携帯電話機の販売を始めとするリユース関連事業におきましては、首都圏における中古携帯専門店の新規出店や、中古携帯機器の普及と健全化を目指す業界団体を同業他社と共同設立する等、中古携帯機器の認知度

向上に努めてまいりましたが、調達価格の高騰等の影響による調達量の減少に伴い、販売台数および売上高ともに厳しい状況で推移いたしました。

また、固定通信関連事業におきましては、従来のビジネスモデルからの転換を企図したコールセンター事業に注力してまいりましたが、前事業年度より継続的に受注しておりましたコンサルティング案件が当事業年度の前半に終了したことに伴い、収益環境は厳しい状況で推移いたしました。

これらの結果、当事業年度における経営成績は、売上高 5,707百万円と前事業年度の売上高 6,417百万円に比べ 710百万円、11.1％の減少となりました。

営業損益につきましては、引き続き一般管理費の削減を始め種々経営効率の改善に努めてまいりましたが、営業損失 58百万円（前事業年度は 33百万円の営業利益）となりました。

また、経常損益につきましては、預り金精算益等の合計 3百万円の営業外収益があったものの、貸倒損失 3百万円、支払利息 2百万円等の合計 7百万円の営業外費用を計上した結果、経常損失 62百万円（前事業年度は45百万円の経常利益）となりました。

当期純損益につきましては、減損損失 8百万円、固定資産除却損 4百万円および、税金費用等 1百万円を計上した結果、当期純損失 77百万円（前事業年度は ０百万円の当期純損失）となりました。

（注）１．「ＭＶＮＯ」とは「Mobile Virtual Network Operator」の略で、仮想移動体サービス事業者のことを示す名称であります。

２．「エコたん」とは、２次利用で環境にやさしい「エコロジー端末（たんまつ）」、安価で経済的な「エコノミー端末（たんまつ）」の意味合いを持った造語であり、当社独自の商標であります。

事業部門別の状況

（移動体通信関連事業）

当事業年度における移動体通信関連事業におきましては、キャリア間のサービスや料金体系に大きな違いがなくなってきている中で、携帯電話機の販売とあわせて、光回線の獲得やアクセサリー等の付帯商品の販売等、通信以外のサービス提供に注力してまいりました。

また、店舗毎のサービス品質の評価により左右される手数料収入獲得においては、お客様のニーズに沿ったきめ細やかな提案ができるように、従業員研修等で付加価値提案力の向上に取り組み、収益性向上に努めてまいりました。

しかしながら、総務省による「実質０円」販売の廃止等の影響により販売台数・単価の下落が激しく、格安スマホ等の販売を強化し売上高および収益面の改善を図りましたが、販売台数・単価の下落を補うまでには至らず、厳しい状況で推移いたしました。

この結果、売上高におきましては、4,272百万円（販売台数 48千台）と前事業年度における売上高 5,138百万円（販売台数 52千台）に比べ 866百万円（販売台数 4千台減）減少、率にして 16.9%（販売台数 8.8%減）の減少となりました。

（リユース関連事業）

当事業年度における中古携帯電話機「エコたん」の販売を始めとするリユース関連事業におきましては、中古携帯電話機の調達において、法人チャネルの国内外における新規開拓や、提携先の買取強化施策等を実施いたしました。

この結果、売上高におきましては、673百万円（販売台数 59千台）と前事業年度における売上高 663百万円（販売台数 50千台）に比べ 10百万円（販売台数 8千台増）増加、率にして 1.5%（販売台数 16.2%増）の増加となりました。

また、中古携帯機器の普及と健全化を目指し、業界団体である「リユースモバイル・ジャパン（RMJ）」を同業他社と共同設立し、中古携帯機器の認知度向上に努めてまいりました。

（その他の事業）

当事業年度におけるその他の事業のうち、固定通信関連事業におきましては、従来のビジネスモデルからの転換を企図したコールセンター事業に注力

してまいりました。その結果、売上高は大幅に伸長しましたが、前事業年度より継続的に受注しておりましたコンサルティング案件が当事業年度の上期に終了したことに伴い、下期の収益環境は厳しい状況で推移いたしました。

この結果、コールセンター事業分野におきましては、売上高 291百万円と前事業年度における売上高 192百万円に比べ 99百万円増加、率にして51.4%の増加、その他の事業分野全体では、携帯コンテンツ収入や携帯アクセサリー商品の販売収入等を加え、売上高は 761百万円と前事業年度における売上高 615百万円に比べ 145百万円増加、率にして 23.7%の増加となりました。

なお、事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

事業部門別売上高の内訳

区　　分	第 28 期		第 29 期（当期）		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
(1) 移動体通信関連事業	千円	%	千円	%	%
①通信機器販売	2,801,014	43.6	2,670,681	46.7	△4.7
②受取手数料収入	2,337,596	36.4	1,601,664	28.2	△31.5
小　計	5,138,611	80.1	4,272,346	74.9	△16.9
(2) リユース関連事業					
小　計	663,513	10.3	673,555	11.8	1.5
(3) その他の事業					
①コールセンター事業収入	192,735	3.0	291,746	5.1	51.4
②その他の売上高	422,438	6.6	469,404	8.2	11.1
小　計	615,173	9.6	761,150	13.3	23.7
売上高合計	6,417,298	100.0	5,707,052	100.0	△11.1

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、34百万円であります。その主なものは、auショップ住之江公園の移転改装によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における設備投資は、自己資金でまかないました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、移動体通信分野において、市場は成熟化を迎える一方で、低価格で通信サービスを提供する「ＭＶＮＯ」事業者の台頭もあり、新規顧客の獲得競争が一段と激しさを増す中で、販売スタッフに求められる資質においても高度化・多様化・複雑化して行くものと考えております。

また、リユース関連事業の中核を占める中古携帯電話機の取扱いでは、資源問題等をはじめとする「エコロジー」気運の高まりや、中古携帯機器に対する認知度の向上により、同事業分野における市場規模は、今後も順調に拡大を続けていくものと思われます。

当社といたしましては、この様な事業環境を前提として、以下に掲げる事項を今後の課題と認識すると共に、継続企業の前提に関する重要事象等の存在について、事業の遂行を通じ当該事象を早期に解消すべく対処をしてまいりたいと思います。

① 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業におきましては、ますます複雑化する通信サービスや商品知識の習得に加え、物販や電気など通信以外のサービスの取り扱いも拡大しており、販売スタッフに求められる基礎的資質は、年を追うごとに高くなりつつあります。この様な状況下において、販売スタッフのお客様に対する付加価値提案力が将来の業績を左右すると共に、店舗のブランドイメージを含め、総合的な競争力の向上が同事業分野における重要な課題であると認識いたしております。

当社といたしましては、人材採用面においては新卒や中途入社等の採用形態を問わず優秀なスタッフの登用と育成環境の整備に注力し、社内研修や外部研修機関等を通じ、実務能力の向上を図る等、人材への投資に努めてまいります。

また、お客様満足度の向上に取組み、お客様、移動体通信事業者の双方から評価される販売代理店となることで販売手数料の最適化を図ることにより、課題の解消に向け対処をしてまいります。

② リユース関連事業

中古携帯電話機「エコたん」の取扱いをはじめとするリユース関連事業におきましては、中古携帯機器に対する認知度の向上と共に、市場規模は着実に拡大しているものの、販売・買取事業者の増加に伴う中古携帯電話機の販売競争や調達価格の高騰等、同分野での競争は激しさを増しており、安定的な販売先や調達先の確保が重要な課題であると認識しております。

当社といたしましては、引き続き国内外の法人企業からの新たな調達ルートの開拓等、仕入元チャネルの拡充に努めると共に、商品再生におけるコスト削減を引き続き進め、販売チャネルにおいても店頭販売の強化に加え、法人向け販売やＷＥＢ販売等、各チャネルにおいて収益体制の強化に努めてまいります。

③ その他の事業

その他の事業におきましては、コールセンター事業の終息に伴い、新たなビジネスモデルの早期確立が課題であると認識しております。

当社といたしましては、サービスラインナップの拡充を引き続き実施し、事業領域の多様化を図り、収益源としての成長を目指してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

（単位：千円）

項　　目	第 26 期 (平成26年４月期)	第 27 期 (平成27年４月期)	第 28 期 (平成28年４月期)	第 29 期(当期) (平成29年４月期)
売　上　高	7,653,139	7,419,807	6,417,298	5,707,052
経　常　利　益 または経常損失（△）	145,406	△66,592	45,885	△62,860
当　期　純　利　益 または当期純損失（△）	123,824	△127,532	△0	△77,519
１株当たり当期純利益 または１株当たり当期純損失（△）	36円32銭	△37円41銭	△0円00銭	△22円74銭
総　資　産	1,722,807	1,722,282	1,724,514	1,432,263
純　資　産	926,557	799,025	799,025	721,505
１株当たり純資産額	271円80銭	234円39銭	234円39銭	211円65銭

（注）　１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容

①　移動体通信関連事業

一般ユーザーからの移動体通信サービスの利用申込の取次、および移動体通信端末機器の販売を行っております。

②　リユース関連事業

中古携帯電話機の売買を国内外の法人および直営店・インターネットを利用して行うと共に、中古携帯電話機のフランチャイズ事業を行っております。

③　その他の事業

コールセンター事業および直営店における情報・通信分野関連のその他の商品（コンテンツ等）の加入取次等の事業を行っております。

(7) 主要な事業所

① 事 務 所

大 阪 本 社	大阪市 北　　区
東 京 本 社	東京都 新 宿 区

② 店　　舗

（関西圏 6店舗）

ﾄﾞｺﾓｼｮｯﾌﾟ香里園店	大阪府寝屋川市
ﾄﾞｺﾓｼｮｯﾌﾟ四条河原町店	京都市中京区
ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ京田辺	京都府京田辺市
auｼｮｯﾌﾟ住之江公園	大阪市住之江区
ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ住之江	大阪市住之江区
ﾜｲﾓﾊﾞｲﾙ住之江	大阪市住之江区

（首都圏 12店舗）

ｲｰﾌﾞｰﾑ吉祥寺店	東京都武蔵野市
ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ田無	東京都西東京市
ｲｰﾌﾞｰﾑ本厚木店	神奈川県厚木市
ｲｰﾌﾞｰﾑ川越店	埼玉県川越市
auｼｮｯﾌﾟ阿佐ヶ谷	東京都杉並区
ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ吉祥寺ｻﾝﾛｰﾄﾞ	東京都武蔵野市
ﾜｲﾓﾊﾞｲﾙ渋谷文化村通り	東京都渋谷区
ｲｰﾌﾞｰﾑ町田店	東京都町田市
ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ新宿西口	東京都新宿区
ﾜｲﾓﾊﾞｲﾙららぽーとTOKYO-BAY	千葉県船橋市
エコたん買取ｾﾝﾀｰ新宿店	東京都新宿区
エコたん高円寺店	東京都杉並区

（注）平成28年12月にエコたん大阪駅前第２ビル店を閉鎖いたしました。
平成29年１月にエコたん高円寺店を新設いたしました。
平成29年２月にａｕショップ住之江公園を移転リニューアルいたしました。
平成29年３月にエコたん大阪駅前第３ビル店を閉鎖いたしました。

(8) 従業員の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
65名	6名減	36.3歳	6.22年

（注）従業員数には、嘱託社員（１名）を含めており、パート・アルバイト従業員および派遣社員（166名）は含まれておりません。

(9) 主要な借入先

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社三井住友銀行	70,000千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	58,000千円

２．会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数**　12,400,000株

(2) **発行済株式の総数**　3,409,000株

(3) **単元株式数**　100株

(4) **株主数**　2,107名

(5) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
現代商事株式会社	975,000株	28.60%
高山守男	914,200	26.82
株式会社光通信	324,700	9.52
高山明美	90,000	2.64
株式会社ＳＢＩ証券	63,400	1.86
マネックス証券株式会社	35,120	1.03
森山加寿恵	17,300	0.51
楽天証券株式会社	17,000	0.50
大内清	12,900	0.38
日本テレホン社員持株会	11,200	0.33

（注）１．持株比率は、小数点第３位を四捨五入しております。

２．自己株式は、所有しておりません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年４月30日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	高　山　守　男	現代商事株式会社　取締役
取　締　役	岡　田　俊　哉	執行役員　ショップ営業部門管掌
取　締　役	有　馬　知　英	執行役員　リユース営業部門管掌
取　締　役	森　永　博　幸	執行役員　人事総務部門管掌 兼　商品部門管掌
取　締　役	小　西　敏　夫	伊藤忠商事株式会社理事
常勤監査役	茶　谷　喜　晴	
監　査　役	川　口　義　信	公認会計士・税理士　川口義信事務所所長
監　査　役	加　藤　清　和	弁護士　梅田総合法律事務所パートナー

（注）１．取締役　小西敏夫は、社外取締役であります。
２．取締役　小西敏夫は、総合商社における長年の勤務経験を通じて幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
３．監査役　川口義信および加藤清和は、社外監査役であります。
４．監査役　川口義信は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役　加藤清和は、弁護士であり、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。
６．取締役　小西敏夫並びに監査役　川口義信および加藤清和を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
①平成28年７月28日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって、取締役　茶谷喜晴は辞任により退任いたしました。
②平成28年７月28日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって、監査役　中野豊は任期満了により退任いたしました。
③平成28年７月28日開催の第28期定時株主総会において、新たに森永博幸は取締役に選任され就任いたしました。
④平成28年７月28日開催の第28期定時株主総会において、新たに茶谷喜晴は監査役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　額	人　数
取　締　役	50,559千円	６名（うち社外取締役１名 1,788千円）
監　査　役	12,307千円	４名（うち社外監査役２名 3,577千円）
合　計	62,867千円	10名

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 上記の支給額および人数には、平成28年７月28日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役１名および退任した監査役１名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役　小西敏夫

・伊藤忠商事株式会社理事であり、同社と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

② 社外監査役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役　川口義信

・公認会計士・税理士 川口義信事務所所長であり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

監査役　加藤清和

・弁護士 梅田総合法律事務所パートナーであり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 （　）内は開催回数		監査役会 （　）内は開催回数	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役小西敏夫	14（14）回	100.0%		
監査役川口義信	14（14）回	100.0%	14（14）回	100.0%
監査役加藤清和	13（14）回	92.8%	14（14）回	100.0%

１．小西敏夫・・・出席した取締役会においては、社外取締役として、報告事項や決議事項について適宜質問をすると共に、商社経営者としての知識と経験に基づき意見を述べております。

２．川口義信・・・出席した取締役会、監査役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をすると共に、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。

３．加藤清和・・・出席した取締役会、監査役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をすると共に、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

⑷責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）および各監査役とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額には合計額を記載しております。

２．監査役会は、取締役、経理財務部より必要な資料を入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画および四半期レビュー計画の内容、会計監査の職務執行状況の相当性、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務上の義務に違反し、また、職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社に重大な支障があると判断した場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき会社法第340条の規定により会計監査人を解任することといたします。

この場合、監査役会は解任した旨および解任理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、当社は、監査役会による会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定を踏まえて、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法第362条第４項第６号に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制について、以下のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが企業として存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」に掲げた経営の基本方針を遵守すると共に、法令と社会倫理の遵守を図るべく「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

イ．代表取締役は、コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。

ロ．コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について当社グループに属する全ての使用人に対し徹底を図る。

ハ．監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。

ニ．取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

ホ．「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する内部通報窓口を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

イ．代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書または電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。

ハ．取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。

ニ．監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの様々な損失の危機に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

イ．代表取締役は、日常における損失の危険等リスク全般の管理について総括責任者として、取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員と共に、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。

ロ．当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生又は発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。

ハ．監査室は、各部門におけるカテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会または経営会議に報告する体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを取り巻く社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取

締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

イ．中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月１回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報の交換を行う体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。

ロ．各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。

ハ．取締役会は、法令の遵守と社会倫理の遵守等、基本理念のもと経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループが掲げる「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」に基づく「コンプライアンス・マニュアル」に従い、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うと共に、業務の適正を確保するための以下の体制を整備する。

イ．取締役会は、毎月１回以上、グループ会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えると共に、グループ会社間における重要課題等に対処するための連携体制を構築する。

ロ．取締役および監査役は、子会社の経営管理状況を客観的に把握するため、子会社が起案する稟議書、報告書等の重要文書に対する閲覧権を確保すると共に、子会社の取締役を始めとする役員および従業員との連携を通じた経営管理体制を整備する。

ハ．監査室は、子会社に対し定期的または臨時に業務等の監査を行うことにより、カテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する体制を整備する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を監査役を補助すべき使用人として指名することができるものとする。

ロ．監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。

ハ．監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対し、実効性のある協力体制を整備する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、経営会議その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

⑧ 子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制

子会社の取締役および使用人が当該子会社、並びに当社グループ全体において、重大な影響のある決定事項等、または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合について、監査役に報告する体制を整備すると共に、当該事実の発生や恐れのある事象について、監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

イ．監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

ロ．監査役は、監査室と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて監査室に調査を求める。

ハ．監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

ニ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席すると共に、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。

ホ．監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当該請求に係る費用または債務の発生が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求処理を実行する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

イ．市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。

ロ．反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。

ハ．反社会的勢力とは、合法非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。

ニ．企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値および株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催しており、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するよう監督を行いました。

② 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を14回開催しており、経営の適法性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

常勤監査役は、取締役会のほか、執行役員会、経営会議など重要な会議に出席して意見交換し、リスクマネジメント、コンプライアンスに関する監査および助言を行うことにより、各取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

③ コンプライアンス・プログラムについて

当社は、従業員に対し、入社時に人事部によるコンプライアンス、個人情報保護、インサイダー取引、ハラスメント・人権問題の研修を実施しております。

また、コンプライアンス教育プログラムを毎年５月に策定し、研修およびその進捗状況について取締役会で報告し、計画的にコンプライアンス体制の強化を実施しております。

④ リスクマネジメント体制の構築について

当社は、問題の早期発見・未然防止および迅速な対応を図るため、「個人情報保護関連規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「危機（リスク）管理マニュアル」を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。

（注）1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

（平成29年４月30日現在）

単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**948,275**	**流動負債**	**584,893**
現金及び預金	115,867	買掛金	287,858
売掛金	434,391	短期借入金	78,000
商品	341,289	1年内償還予定の社債	20,000
貯蔵品	2,696	1年内返済予定の長期借入金	20,000
前払費用	25,119	リース債務	2,440
未収入金	28,590	未払金	86,237
その他	320	未払費用	31,389
固定資産	**482,896**	預り金	32,995
有形固定資産	**95,342**	未払法人税等	7,393
建物	80,169	賞与引当金	15,288
器具備品	12,804	短期解約返戻引当金	3,272
リース資産	2,369	その他	16
無形固定資産	**13,040**	**固定負債**	**125,864**
ソフトウェア	3,300	社債	30,000
電話加入権	5,813	長期借入金	30,000
リース資産	3,927	リース債務	4,179
投資その他の資産	**374,513**	繰延税金負債	3,227
破産更生債権等	51,094	退職給付引当金	30,498
長期貸付金	15,019	資産除去債務	27,959
長期前払費用	4,640	**負債合計**	**710,758**
差入保証金	354,430	**純資産の部**	
その他	422	**株主資本**	**721,505**
貸倒引当金	△51,094	**資本金**	**634,728**
繰延資産	**1,092**	**資本剰余金**	**304,925**
社債発行費	1,092	資本準備金	304,925
資産合計	**1,432,263**	**利益剰余金**	**△218,148**
		利益準備金	31,627
		その他利益剰余金	△249,775
		別途積立金	390,000
		繰越利益剰余金	△639,775
		純資産合計	**721,505**
		負債・純資産合計	**1,432,263**

損　益　計　算　書

（自　平成28年５月１日
至　平成29年４月30日）

単位：千円

科目	金	額
売上高		5,707,052
売上原価		4,092,000
売上総利益		1,615,052
販売費及び一般管理費		1,673,926
営業損失		58,874
営業外収益		
受取利息	103	
損害賠償金	511	
預り金精算益	1,259	
訴訟和解金	500	
為替差益	640	
その他	878	3,892
営業外費用		
支払利息	2,767	
社債利息	253	
貸倒損失	3,584	
その他	1,273	7,878
経常損失		62,860
特別損失		
固定資産除却損	4,083	
減損損失	8,870	12,953
税引前当期純損失		75,814
法人税、住民税及び事業税	3,214	
法人税等調整額	△1,509	1,704
当期純損失		77,519

株主資本等変動計算書

（自　平成28年５月１日
至　平成29年４月30日）

単位：千円

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	△562,256	△140,629	799,025	799,025
当期変動額									
当期純損失（△）						△77,519	△77,519	△77,519	△77,519
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△77,519	△77,519	△77,519	△77,519
当期末残高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	△639,775	△218,148	721,505	721,505

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商　　品　　商品については、原則として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
なお、販売用電話加入権については、総平均法による原価法、中古携帯機器については、個別法による原価法（いずれも、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯　蔵　品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法（ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	８年 ～ 18年
器具備品	３年 ～ 15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
また、商標権については、定額法（10年）を採用しております。

③ リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 短期解約返戻引当金　　携帯電話契約者の短期解約に伴い移動体通信事業者等に対して返金する受取手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく見込額を引当計上しております。

④ 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還期間にわたり定額法により償却を行っております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

③外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2．追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

3．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　270,686千円

4．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通　　3,409,000株

６．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等元本保証のものに限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。信用リスクの管理は与信管理規程や販売管理規程に基づき取引相手ごとに期日および残高を管理しております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金並びに未払金、預り金、未払法人税等及び未払消費税等は全て短期間の支払期日であります。

借入金は運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程に従い、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、債権会議により取引先毎に債権の期日および残高状況の報告を求め、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（金利の変動リスク）の管理

銀行借入については、全て固定金利で調達している為、市場リスクに晒されておりません。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成29年４月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	115,867	115,867	－
(2)売掛金	434,391	434,391	－
(3)未収入金	28,590	28,590	－
(4)破産更生債権等	51,094		
貸倒引当金（※1）	△51,094		
	－	－	－
(5)長期貸付金	15,019	14,976	△43
(6)差入保証金	354,430	354,430	－
資産計	948,298	948,254	△43
(1)買掛金	287,858	287,858	－
(2)短期借入金	78,000	78,000	－
(3)未払金	86,237	86,237	－
(4)預り金	32,995	32,995	－
(5)未払法人税等	7,393	7,393	－
(6)社債（※2）	50,000	48,649	△1,350
(7)長期借入金（※3）	50,000	49,739	△260
負債計	592,485	590,874	△1,611

(※1)破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2)社債には、１年内償還予定の社債20,000千円（貸借対照表計上額）が含まれております。

(※3)長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金20,000千円（貸借対照表計上額）が含まれております。

(注)金融商品の時価の算定方法

(資　産)

(1)現金及び預金、(2)売掛金並びに(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。

(5)長期貸付金、(6)差入保証金

これらの時価については、契約先ごとにその将来のキャッシュ・フローを、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(負　債)

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)預り金及び(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の社債発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	2,185 千円
賞与引当金	4,708
たな卸資産	587
未払費用	831
貸倒引当金	6,402
短期解約返戻引当金	1,007
小　　計	15,723 千円
評価性引当額	△15,723
計	－ 千円

繰延税金資産（固定）

貸倒引当金	15,737 千円
退職給付引当金	9,393
固定資産	8,922
資産除去債務	8,611
関係会社株式評価損	4,990
繰越欠損金	194,111
小　　計	241,766
評価性引当額	△241,766
計	－ 千円
繰延税金資産合計	－ 千円

繰延税金負債（固定）

資産除去債務	3,227 千円
繰延税金負債合計	3,227 千円
繰延税金負債純額	3,227 千円

８．関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社　　単位：千円

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	HKNT CO.,LTD	直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	債権放棄 (注)	20,880	－	－

(注) 債権放棄については、平成28年４月に行ったHKNT CO.,LTDの解散に伴い行ったものであります。上記債権放棄額のうち17,295千円は前事業年度に貸倒引当金として計上済みでありますが、残額3,584千円を貸倒損失に計上しております。

(2)役員及び個人主要株主等　　単位：千円

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
役員及びその親族が議決権の過半数を有している会社	㈱三共	－	業務委託	業務委託 (注1)	50,552	買掛金	5,079

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格の動向や他社との取引条件等を勘案の上、交渉により決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　211円65銭

(2) １株当たり当期純損失　22円74銭

10. その他の注記

(1)退職給付会計に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度と、確定拠出年金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計上しております。

② 簡便法を適用した確定給付制度

イ．簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	28,926 千円
退職給付費用	4,921
退職給付の支払額	△3,350
退職給付引当金の期末残高	30,498

ロ．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	30,498 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,498

退職給付引当金	30,498
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,498

ハ. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　4,921 千円

③　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、5,598千円であります。

(2)減損損失に関する注記

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場　所	用　　途	種 類
関東圏 2店舗および 関西圏 2店舗	専門ショップ	建物および長期前払費用

当社は、店舗ごとに資産をグルーピングしております。

専門ショップ４店舗につきましては、競争の激化による店舗環境の著しい悪化により営業活動から生じるキャッシュ・フローのマイナスが継続しております。

今後長期間にわたり店舗環境の回復が見込めないため、当該店舗に係る資産の回収可能価額について使用価値をゼロとし、帳簿価額全額8,870千円を減損損失に計上しております。

(3)資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①　当該資産除去債務の概要

販売店舗用の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は0.751%～1.776%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	30,932千円
時の経過による調整額	429
資産除去債務の履行による減少額	△3,402
期末残高	27,959

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年６月21日

日本テレホン株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	新　田　泰　生　㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	神　山　俊　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本テレホン株式会社の平成28年５月１日から平成29年４月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年５月１日から平成29年４月30日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年６月28日

日本テレホン株式会社　監査役会

常勤監査役　茶　谷　喜　晴　㊞

監　査　役　川　口　義　信　㊞

監　査　役　加　藤　清　和　㊞

（注）監査役 川口義信および監査役 加藤清和は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（５名）が任期満了となります。

つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	高山守男（たかやまもりお） （昭和26年10月14日生）	昭和52年10月　現代商事株式会社設立 取締役 昭和58年11月　現代商事株式会社 代表取締役社長 昭和63年６月　当社設立 代表取締役社長 平成４年９月　現代商事株式会社 取締役（現任） 平成25年５月　当社代表取締役社長 執行役員 兼 営業本部長 平成26年９月　当社代表取締役社長 執行役員 兼 営業本部長 兼 HKNT CO.,LIMITED 董事 平成28年５月　当社代表取締役社長（現任）	914,200株
2	岡田俊哉（おかだとしや） （昭和44年８月24日生）	平成７年12月　当社入社 平成17年６月　当社大阪本社 ショップ統括部長 平成19年７月　当社執行役員 営業推進部長 平成20年７月　当社執行役員 首都圏ショップ営業部長 平成21年５月　当社執行役員 商品部長 平成22年５月　当社執行役員 ＦＣ営業部長 平成24年７月　当社執行役員 第二営業本部長 平成25年５月　当社執行役員 関西支店長 平成25年７月　当社関西支店長（任期満了に伴い執行役員退任） 平成26年11月　当社第一営業本部長 平成27年７月　当社取締役執行役員 第一営業本部長 平成27年11月　当社取締役執行役員 ショップ営業部門管掌 兼 コールセンター営業部門管掌 平成28年７月　当社取締役執行役員 ショップ営業部門管掌（現任）	4,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	有馬 知英 (ありま ともひで) (昭和48年11月19日生)	平成８年10月　当社入社 平成19年６月　当社東京本社 ネットワーク部 部長 平成21年５月　当社東京本社 営業推進部 部長 平成22年12月　当社東京本社 営業企画部 統括部長 平成25年９月　当社東京本社 リユース統括部長 平成26年９月　当社東京本社 リユース統括部長 兼 HKNT CO.,LIMITED 董事 平成26年11月　当社第二営業本部長 平成27年７月　当社取締役執行役員 第二営業本部長 平成27年11月　当社取締役執行役員 リユース部門管掌 平成28年１月　当社取締役執行役員 リユース部門管掌 兼 グローバル営業部門管掌 平成28年７月　当社取締役執行役員 リユース営業部門管掌（現任）	4,100株
4	森永 博幸 (もりなが ひろゆき) (昭和34年５月24日生)	平成６年11月　当社入社 平成13年４月　当社ネットワーク事業部 課長 平成16年７月　当社情報通信部長 平成17年11月　当社営業企画部長 平成19年７月　当社取締役 執行役員 営業統括本部 副本部長 平成22年７月　当社執行役員 首都圏店舗営業部長 平成27年５月　当社総務本部長 兼 人事総務統括部長 平成27年７月　当社執行役員 総務本部長 兼 総務部長 平成27年11月　当社執行役員 人事総務部門管掌 兼 商品部門管掌 平成28年７月　当社取締役執行役員 人事総務部門管掌 兼 商品部門管掌（現任）	6,800株

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	小西 敏夫 (こにし としお) (昭和20年５月８日生)	昭和43年４月　伊藤忠商事株式会社 入社 平成５年～７年 同社ロンドン店 英国繊維部長 平成10年６月　同社取締役 就任 平成13年６月　同社取締役 退任・常勤監査役 就任 平成16年６月　同社常勤監査役 退任 平成16年６月　センチュリーメディカル株式会社 取締役副社長 就任 平成17年６月　同社代表取締役社長 就任 平成20年６月　同社代表取締役社長 退任・顧問 就任 平成21年６月　同社顧問 退任 平成21年７月　伊藤忠商事株式会社 理事 就任（現任） 平成23年４月　公益財団法人 伊藤忠記念財団 評議員 就任 平成26年７月　当社取締役 就任（現任） 平成29年３月　公益財団法人 伊藤忠記念財団 評議員 退任	－株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小西 敏夫氏は社外取締役候補者であります。
3. 小西 敏夫氏を社外取締役候補者とした理由は、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を有しておられ、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため候補者といたしました。
4. 小西 敏夫氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
5. 当社は、小西 敏夫氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、小西 敏夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第２号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役川口 義信、加藤 清和の両氏が任期満了となります。

つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
1	加藤 清和（かとう きよかず） （昭和38年11月15日生）	平成２年10月	司法試験合格	－株
		平成５年４月	弁護士登録（第45期）	
		同	梅田総合法律事務所入所	
		平成11年１月	梅田総合法律事務所 パートナー弁護士就任（現任）	
		平成16年４月	関西大学大学院法務研究科（法科大学院） 非常勤講師就任	
		平成20年３月	同大学非常勤講師退任	
		平成25年７月	当社監査役就任（現任）	
2	安倉 史典（やすくら ふみのり） （昭和29年３月25日生）	昭和52年４月	東京芝浦電気株式会社 （現 株式会社東芝） 入社	－株
		平成16年４月	東芝コンシューママーケティング株式会社 転籍	
		平成21年４月	東芝エルイートレーディング株式会社 入社	
		平成24年５月	同社代表取締役社長 就任	
		平成26年５月	同社代表取締役社長 退任	
		同	同社顧問 就任	
		平成27年５月	同社顧問 退任	
		平成27年６月	東芝コンシューママーケティング株式会社 常勤監査役 就任	
		平成28年６月	同社常勤監査役 退任	

（注）1. 安倉 史典氏は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 加藤 清和氏、安倉 史典氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について

(1) 加藤 清和氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(2) 安倉 史典氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

5. 加藤 清和氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

6. 当社は加藤 清和氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であり、また、安倉史典氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、加藤 清和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であり、また、安倉 史典氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
伴　城　　宏 （ばん　じょう　　ひろし） （昭和47年８月７日生）	平成７年11月　司法試験合格 平成８年３月　東京大学法学部卒業 平成10年４月　弁護士登録（第50期） 同　梅田総合法律事務所入所 平成16年１月　梅田総合法津事務所 パートナー弁護士就任（現任）	－株

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 伴城 宏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 伴城 宏氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できると判断しております。

4. 伴城 宏氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　　大阪市北区天満橋一丁目８番30号
ＯＡＰタワー24階　Ａ・Ｂ会議室
電　話　０６－６８８１－６６１１

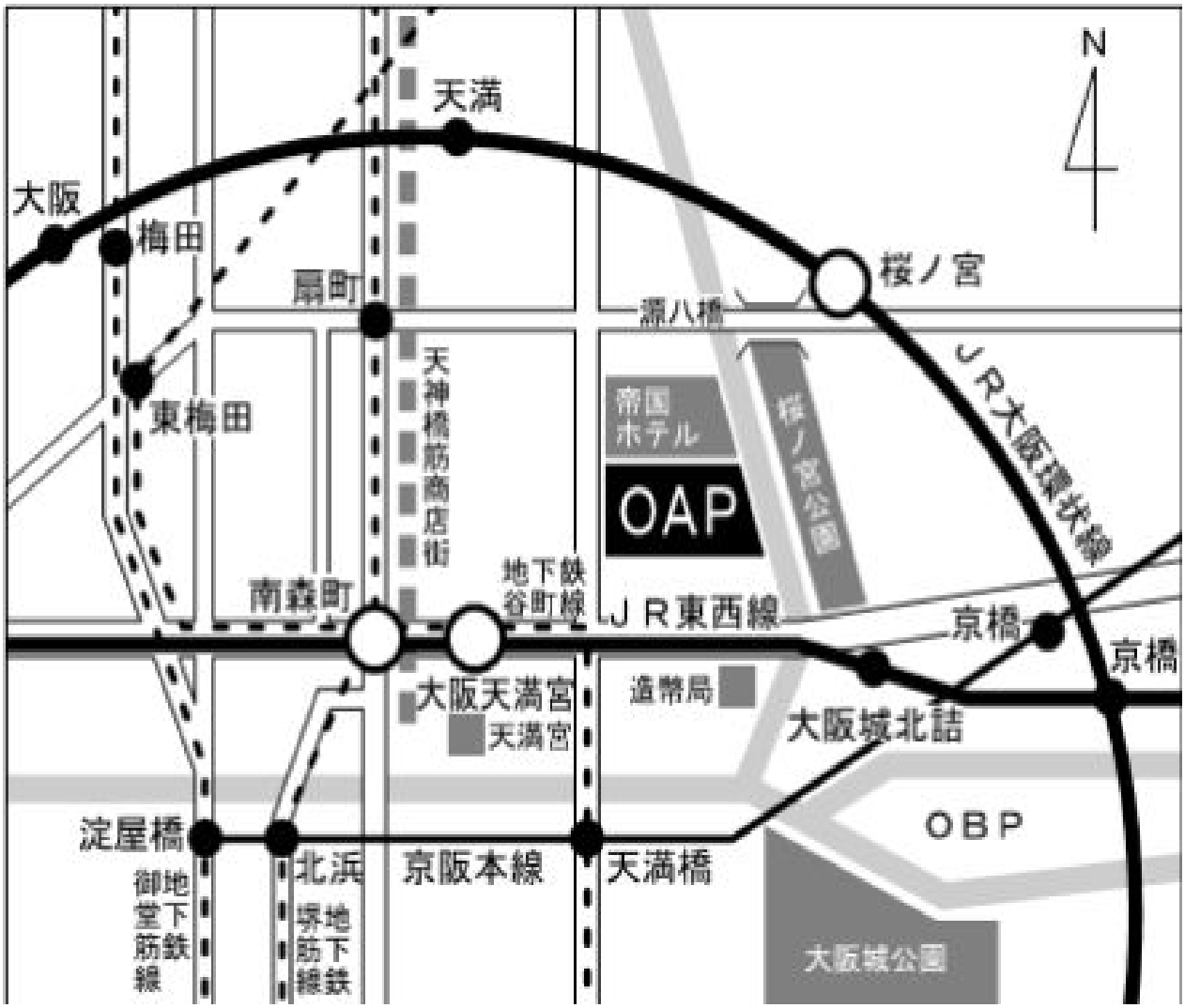

交通のご案内

・ＪＲ大阪環状線「桜ノ宮」駅　西口より徒歩５分
・ＪＲ東西線「大阪天満宮」駅　１番出口より徒歩７分
・地下鉄谷町線・堺筋線「南森町」駅　３番出口より徒歩10分